

社会福祉法人こころの窓 定款 【当該条項 抜粋】

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

運用指針

1. 法人役員及び評議員、または、かつてその役職にあった者の関わる私的な小集団（サークル）、私的な団体、政治団体、宗教団体等の活動に対し、この法人が利益を供与すること、及び、人的便宜を図ることを禁ずる。
2. 堺市を含む地域福祉の増進にかかる公益性が認められる団体の行う事業に対し、理事長が特段の事由を認める場合は、理事会の決議を経て法人の参画、協働を認める。ただし、その団体の運営について、法人役員及び評議員、または、かつてその役職にあった者が関わる場合は、決議後2会計期以内の参画、協働とする。期間満了後について、理事会再決議による2会計期以内の延長は都度、これを認める。
3. 2 に関し、公益性のある事業に参画、協働するにあたり、活動や運営に対する拠出額は団体毎に 300,000 円/年度を上限とし、総計でも 1,000,000 円/年度を超えないものとする。
4. この運用指針の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この運用指針は、2021（令和3）年6月1日から施行する。

【参考：当法人が参画、協働している団体及び2020年度における拠出額】2021.4 現在

参画・協働団体	2020年度拠出額
社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	140,500円
社会福祉法人堺市社会福祉協議会	12,800円
きょうされん	240,000円
堺障害児（者）施設部会	0円
堺障害児（者）施設・事業所運営者連絡会	0円
さかい障がい児放課後連絡会	0円
生活の場を考える会	0円
法人の各事業所が所在する自治会、町内会、連合会など	14,800円
合 計	405,300円